

イベント実施協定書（案）

関東森林管理局長（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、森林ふれあい推進事業によるイベント実施に関し、次のとおり協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1（協定の目的）

この協定は、協定締結者の役割を明らかにするとともに、協定締結者の連携及び協力に基づき、共催等によりイベントが円滑に実施されることを目的とする。

第2（イベントの実施箇所、名称）

乙は、東京神奈川森林管理署高尾山国有林ほかにて、森林・林業の理解の促進に資するイベントを実施するものとする。

なお、イベントの名称は、「高尾森林ふれあい推進センター森林ふれあい推進事業」とする。

第3（イベント実施計画書の提出）

乙は、イベントの実施にあたって、別紙様式（1）によりイベント実施計画書を作成し、甲と調整の上、協定締結から14日以内に甲に提出するものとする。また、イベント内容を著しく変更しようとする場合は、あらかじめ甲と連絡及び調整を行うものとする。

第4（活動実績の報告）

乙は、イベント実施実績について、別紙様式（2）によりイベント実施日後14日以内に甲に報告するものとする。

第5（イベントの実施）

- 1 乙は、実施計画書及び別紙実施仕様書に沿ってイベントを実施するものとする。
- 2 甲、乙は、適切な連絡調整を図りながら、イベントの円滑な実施に努めるものとする。
- 3 乙は、イベントを行う森林が各般の法令等の制限を課せられている場合にあっては、その法令等による規定を遵守し活動を実施するものとする。

第6（情報の保持）

乙は、イベントの実施に伴い知り得た個人の情報について、他に漏らしてはならない。

## 第7（入林の際の連絡・調整）

乙は、入林する場合にあつては、その都度、事前に当日の責任者名、入林者数、内容、入林期間等を甲に連絡し、必要な調整を行うものとする。

なお、甲は、本協定に基づくイベントの実施について、年度当初及び必要の都度、現地を管轄する東京神奈川森林管理署と必要な調整を行うものとする。

## 第8（安全確保等の措置）

- 1 乙は、イベントごとに責任者を配置するとともに、事故の未然防止に必要な措置、事故発生時等の連絡等の緊急体制の確保及び事後措置等について万全を期すること。
- 2 乙は、イベントの実施箇所について、事前調査を実施し、安全に対して適切な措置を講じなければならない。
- 3 乙は、本協定に基づくイベント参加者の安全は責任をもって確保するものとし、イベント実施中の事故についての一切の責任を負うものとする。

## 第9（経費の負担）

イベントの実施に要する経費は、乙が負担するものとする。また、参加費の徴収、管理は乙が行うものとする。

## 第10（立木竹等の所有権等の権利）

乙は、協定締結期間中及び協定締結終了後のいずれにおいても、実施箇所の土地、立木等についての所有権及び、イベントにより生ずる全ての権利を有しないものとする。

## 第11（法令等の遵守）

乙は、イベントの対象となる国有林野に係る法令等による規定を遵守するものとする。

## 第12（山火事防止等の措置）

- 1 乙は、イベント実施箇所及びその周辺において、土砂の崩壊もしくは流出、火災等の災害又はその他の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく甲に届け出るものとする。
- 2 乙は、当該箇所及びその周辺における火災防止に充分留意し、山火事防止に万全を期すとともに、万一、山火事が発生した場合には、直ちに甲及び消防関係機関等に連絡するものとする。
- 3 乙は、イベント参加者に対して、イベントに伴うゴミの始末等の注意を呼びかけ、当該実施箇所及びその周辺における環境美化に努めるものとする。

### 第13（損害賠償）

乙は、その責に帰すべき事由により、立木竹、その他の国有財産に損害を与えた場合には、これに相当する金額を補償するものとする。

### 第14（イベントの円滑な実施への協力）

甲は、イベントが円滑に実施されるよう、イベントの開始に当たっての現地案内及び説明並びに実施計画の策定に当たっての助言等の協力を行うものとする。

### 第15（協定の破棄）

甲は、次の場合、協定を破棄することができるものとする。この場合、甲は事前に通知するものとする。

- 1 イベントの実施に当たり法令等に違反する行為があった場合
- 2 協定に基づいたイベントの実施の見込みがない、又はイベントの円滑な実施に著しい支障が生じると認められる場合
- 3 イベントを実施する国有林野の全部又は一部を、国又は地方公共団体において公共用、公用又は国の公益的事業の用に供する必要が生じた場合
- 4 国有林野事業の管理経営に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすものと認められる場合
- 5 協定イベントの実施団体の条件の全部又は一部を満たさないことが明らかになった場合
- 6 協定締結者としてふさわしくない行為をしたことなどにより、協定締結者として不相当であると認められる場合

### 第16（協定の有効期間）

この協定は、協定締結日の翌日から平成27年3月31日まで効力を有するものとする。

### 第17（その他必要と認められる事項）

この協定の実施につき疑義の生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両名記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

（甲） 関東森林管理局長 須藤 徳之 ㊟

（乙） ○○○○ 代表 住所  
氏名 ㊟